

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和4年5月2日

特定行政庁

秋田市長 穂積 志

- 1 意見聴取の日時 令和4年5月13日（金）午後2時30分
- 2 意見聴取の場所 秋田市山王七丁目3番1号
秋田市文化会館 4階 第2会議室
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第13項ただし書の規定により、工業専用地域内において、原則、建築してはならない建築物の用途への用途変更を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - (1) 建築物の主要用途 寄宿舍
 - (2) 建築物の位置 秋田市八橋字下八橋191-29の一部
 - (3) 構造および規模 鉄骨造 2階建て
 - (4) 敷地面積 502.83m^2
 - (5) 延べ面積 150.41m^2
- 5 申請者の住所および氏名
秋田市八橋字下八橋191-29の一部
秋田ファイブワン工業株式会社
代表取締役社長 佐賀善廣